

川越地区消防組合障害者活躍推進計画の実施状況の公表

対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

I 計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

II 公表対象年度

令和6年度

III 目標に対する結果

採用に関すること

(1) 目標

消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、職務の性質上、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難であると考え、障害者であることを理由に応募できないような受験資格を設けること、障害者であることを理由に不採用とすることはしない。

(2) 実施状況

目標に掲げるとおり、障害者であることを理由に応募できないような受験資格を設けること、選考において障害を理由に不採用とすることはなかった。

IV 取組内容に対する結果

1 障害者の活躍を推進する体制整備に関すること

(1) 取組内容

- ① 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- ② 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任する。また、選任しようとする者が、資格要件を満たさない場合には、速やかに資格を取得させるため、研修等を受講させる。

(2) 実施状況

- ①については、選任済み。
- ②については、令和6年度中において障害者職業生活相談員の選任義務は生じなかった。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出に関すること

(1) 取組み内容

職員が中途障害者となり、従来の職務遂行が困難となった場合又はその

相談を受けた場合には、本人にヒアリングを行うとともに産業医等に意見を求めるなどして、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。

(2) 実施状況

令和6年度中において中途障害者となる職員はいなかった。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理に関すること

(1) 取組内容

- ① 障害者である職員に対しては、定期的に面談等を行い、必要な配慮等の有無を確認し、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者の要望を踏まえつつ、合理的な配慮の範囲内で適切に実施する。
- ② 募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ア. 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - イ. 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ウ. 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - エ. 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中の支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - オ. 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(2) 実施状況

- ①については、職員が障害者であるか否かにかかわらず、疾病やケガの状況に応じて本人との面談、医師の助言に基づき、業務内容や勤務地について配慮を行なっている。
- ②については、取組内容ア～オに係る事項を遵守した。